

県民税配当割（県税）

上場株式の配当などが支払われる際、県民税配当割が課税されます。

◆納める人

県内に住所を有し、株式会社などから配当等の支払いを受ける人が、その株式会社などを通じて納めます。

◆納める額

支払いを受ける配当等の額の3%（所得税として別に7%かかります。）

この軽減税率の適用は、平成25年12月31日までの経過措置です。平成26年1月1日以後は5%（所得税として別に15%かかります。）となります。

◆申告と納税

株式会社などが、配当等の支払いを行った月の翌月10日までに申告し、納めます。

ただし、平成22年1月1日以降に源泉徴収選択口座内で受け入れる上場株式の配当などについては、当該口座内の上場株式等の譲渡損失の金額と損益通算が可能となるため、支払いを受けるべき日の属する年の1月1日時点の住所地の都道府県に、原則として徴収の翌年の1月10日までに納入することとなります。（この場合の源泉徴収義務者は当該口座が開設された証券会社となります。）

◆市町村への交付

県に納入された県民税配当割のうち5分の3相当額が、県内の市町村に対し交付されます。